

安芸太田町告示第31号

令和2年告示第85号（令和3年度及び令和4年度において町が発注する物品の販売等、小規模な施設修繕、役務の提供及び森林整備業務（以下「物品等」という。）の一般競争入札、指名競争入札又は随意契約に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等）の追加申請期間について、次のとおり定めた。

令和3年4月20日

安芸太田町長 橋本博明

1 追加申請期間

別表のとおり。

別表

追加申請期間	
令和 3年 5月10日（月）から	
令和 3年 5月14日（金）まで	
令和 3年 7月 5日（月）から	
令和 3年 7月 9日（金）まで	
令和 3年10月 4日（月）から	
令和 3年10月 8日（金）まで	
令和 4年 2月14日（月）から	
令和 4年 2月18日（金）まで	
令和 4年 5月 9日（月）から	
令和 4年 5月13日（金）まで	
令和 4年 9月 5日（月）から	
令和 4年 9月 9日（金）まで	

安芸太田町告示第85号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定によって、令和3年度及び令和4年度において、町が発注する物品の販売等、小規模な施設修繕、役務の提供及び森林整備業務（以下「物品等」という。）の一般競争入札、指名競争入札又は随意契約に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査に係る申請手続等について次のとおり定めた。

令和2年10月16日

安芸太田町長 橋本博明

1 入札参加資格

別表第1の小分類ごとに、経営状況等に関する事項を総合的に審査する。

2 入札参加資格の審査に係る申請手続

(1) 申請を行うことができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査に係る申請を行うことができない。

ア 施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 営業に必要な許可、認可などを受けていない者

ウ 直近2年間において、入札参加資格の審査を申請する別表第1の区分について実績がない者

エ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに安芸太田町税、消費税及び地方消費税の滞納がある者

オ 入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、安芸太田町の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該取消しの日から24か月を経過している者を除く。

(2) 申請手続

入札参加資格の審査を受けようとする者は、窓口における申請を行うものとする。

ア 申請方法

別記様式第1号による資格審査申請書及び別表第2に掲げる添付書類を持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により申請を行うものとする。

イ 申請期間

次のとおりとし、その経過後は町長が特に必要と認める場合を除き、申請を受け付けない。

(ア) 事業所（支店等を含む。）を安芸太田町内に有する者（以下「町内業者」という。）

令和2年11月16日（月）から令和3年3月15日（月）まで

(イ) (ア) 以外の者（以下「町外業者」という。）

令和2年11月16日（月）から令和3年1月18日（月）まで

(ウ) 追加申請期間

別に告示する。ただし、町長が必要と認めるときは随時行うことができるものとする。

3 入札参加資格認定の結果

入札参加資格認定の結果は、安芸太田町ホームページ (<http://www.akiota.jp/>) に入札参加資格者名簿を掲載する方法により公表する。

なお、認定しなかった者については、個別に通知するものとする。

4 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行う。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和3年度及び令和4年度において再び入札参加資格審査の申請をすることができない。また、令和3年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすること及び入札参加資格の認定を受けることができない。

5 入札参加資格の有効期間

この告示で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日から令和5年3月31日まで有効とする。ただし、令和5年4月1日以降においても平成5年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、令和5年度の入札参加資格が認定される日まで有効とする。

6 その他の事項

この告示で定めない事項については、必要に応じて町長が定める。

別表第1

区分	大分類	小分類
物品の販売等	事務用品	文房具
		用紙
		電子機器
		複写機・印刷機
		インク・トナー
		事務機器
		図書
		事務机等
		その他事務用品
		機械器具
	医療用機械器具	
	産業用機械器具	
	厨房用機械器具	
	消防・防災用機械器具	
	環境・防犯用機械器具	
	上下水道用機械器具	
	その他機械器具	
	車両	一般車両
		特殊車両
		車両部品
		その他車両
	雑貨等	布製品、衣料品
		皮革・ゴム・ビニール製品
		雑貨
		食品
		植木、生花
		家具・什器
		その他縫製・雑貨・食品
	薬品・診療資器材	一般薬品
		医薬品
		診療資器材
		その他薬品・診療資器材
	燃料・電気	石油燃料
バイオ燃料、小売電気		
その他燃料		

	保育・教育用品	教材	
		図書	
		その他保育・教育用品	
	資材・製品	産業建設関係材料	
		産業建設関係製品	
		その他資材製品	
	その他物品	その他物品	
	小規模な施設等の修繕	建築関係	屋根
			外壁
内装			
その他建築関係			
設備関係		空調設備	
		電気設備等	
		給排水・衛生設備	
		機械設備	
		その他設備関係	
土木関係		土木工作物	
		支障木伐採	
		その他土木関係	
その他修繕		その他修繕	
役務の提供		印刷・広告	印刷製本
			看板製作
	撮影・編集、広告		
	その他印刷・広告		
	施設等の保守・維持管理	施設清掃	
		人的警備	
		機械警備	
		廃棄物処理・収集	
		空調設備保守	
		電気設備等保守	
		給排水・衛生設備保守	
		特殊機械設備保守	
		施設維持管理	
		その他保守・維持管理	
	計画策定・調査	計画策定	
		調査・研究・検査・分析	
		その他計画策定・調査	

	情報処理	システム設計・開発
		情報処理
		その他コンピュータ関連
	催事	イベント企画・運営
		会場設営
		その他催事
	クリーニング	一般クリーニング
		医療機関用クリーニング
		その他クリーニング
	代行・事務受託	公用車運行
		旅客運送
		給食
		事務受託
		その他代行・事務受託
その他役務	その他役務	
森林整備業務	森林整備業務	主伐、間伐、伐倒
		下刈り、枝打ち
		造林、保育
		作業道設置
		松くい虫防除空中業務
		松くい虫防除地上業務
		その他

別表第2

添付書類	様式番号	法人	個人
1 営業に必要な許可、認可、登録等を受けていることを証する書面の写し		△	△
2 安芸太田町税の完納証明書		△	△
3 国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し		△	△
4 法人 …直前1年の事業年度についての貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表 個人 …直前1年の事業年度についての青色申告決裁書又は収支内訳書等		○	○
5 法人 …登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し		○	—
6 委任状（代表取締役などから支店長などに対する委任事項が記載されたもの）	別記様式第2号	△	△
7 製造販売等実績	別記様式第3号	○	○

注1 ○印はすべての申請者が、△印は該当する申請者が提出を必要とするものを示し、—印は提出を必要としないものを示す。

2 第2項、第3項及び第5項に定める書類は、入札参加資格の審査に係る申請を行う日の3か月前の日以降に発行されたものを添付すること。

3 入札参加資格の審査に係る申請を行う日までに直前1年の事業年度の財務諸表の調製が完了しない場合は、第4項にかかわらず、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表とする。

4 第6項に定める書類については、入札参加資格の審査に係る申請を行う日を基準日として作成すること。